熊本地裁第９回口頭弁論報告（8月19日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　DPI日本会議　平野みどり

コロナ禍の中の傍聴制限により、車椅子席については５席（介助者席は別途確保）となりました。一般傍聴席、記者席も１／３に減らされていました。ヒューマンネットワーク熊本のメンバーは感染リスクが高くなっているため、私と会員（女性）の二人で、熊本障害フォーラム（KDF）の加盟団体から４人参加されていました。結果、密はかなり回避されていました。

さて、今回は、残念な東京地裁判決後の初の熊本での口頭弁護となり、原告の渡辺数美さんはもとより、私たち支援者も今後に不安を抱えての傍聴となりました。まず、熊本弁護団の三隅弁護士が除斥期間の解釈について、「何を本来すべきだったかの本質的議論無しで、行政、国会の不作為を放置してきた実態がありながら、除斥期間を適用するのは適切でない」と訴えました。全国の訴訟と連帯して、除斥の壁を突破したいものです。

また、今回はハンセン病国賠訴訟弁護団の徳田靖弁護士が意見陳述に立たれ感動と勇気を頂きました。徳田さんは旧優生保護法の被害の本質は、「人間の本質的権利である子どもを作り、育てる権利を侵害してきた」こと、「”不良な“子どもを出生させてはならない、生きる資格のない存在、社会にとって迷惑な存在としてきた」ことであると訴えました。更には、「憲法第１３条（※）」をないがしろにしてきたこと、更には、改悪を続けてきて、”だましもやってよい“としてきたことは断罪に値する」と。

（※すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする）

最後に、徳田弁護士は、「私たち弁護士も含め、裁判所などのすべての司法関係者、国、国会は命の選別に加担し、放置してきたこれまでの有り様を猛省すべきである」として意見陳述を締めくくりました。

徳田さんは、ハンセン病国賠訴訟だけでなく、地元大分県で差別をなくす条例作りに、障害者団体とともに取り組んできておられ、障害当事者の置かれている状況について、よくご存じの弁護士です。その徳田さんが、その後の報告会において、「命の選別を許さない。この裁判を勝ち抜くことなくして、障害者の権利回復はない。優生思想をなくすことはできない。国家による組織的犯罪を２０年で除斥していいはずがない」と言い切りました。

報告会の最後に、東弁護士は、今後の争点について、

①憲法違反の行為で侵害された（何もしてこなかった）ことに除斥はあるか？

②除斥期間に障害者が国相手に「違憲訴訟」を本当に起こせたのか？➡無理だ

私個人としても、隣県の大分に徳田弁護士がおられることに意を強くしました。徳田

さんは今後も熊本地裁での口頭弁論に出席するとのことで、大変心強く思いました。

次回の口頭弁論は、１１月９日（月）の午後１４時から熊本地方裁判所にて行われま

す。コロナ禍がどうなるかまだまだ心配ですが、可能な限り、皆さんの傍聴をお願い

いたします。